（尾道市監査事務局）

住民監査請求の手引き

１．住民監査請求とは

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求は、尾道市民が、市長等執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など、財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求するものです。

本制度は、市の財務行政の適正な運営を確保し、住民全体の利益を守ること等を目的としています。

２．請求権者（請求人になれる人）

⑴ 監査請求できる人は、尾道市に住所を有する人です。

⑵ 主たる事務所又は会社の本店の所在地が尾道市内であれば法人等も請求できます。

⑶ 請求は代理人によってもすることができます。

※代理人が提出する場合は、委任状（様式第2号）が必要です。

⑷ 請求人は複数でも構いません。

※請求人が複数の場合は、代表者選任届（様式第3号）が必要です。

３．監査請求の対象

監査請求の対象となる財務会計上の行為は次のとおりです。（監査対象事項）

⑴ 違法又は不当な公金（尾道市の管理に属する現金等）の支出

⑵ 違法又は不当な財産（土地、建物、物品等）の取得、管理、処分

⑶ 違法又は不当な契約（購入、工事請負等）の締結、履行

⑷ 違法又は不当な債務その他の義務の負担

⑸ 違法又は不当に公金の賦課、徴収を怠る事実

⑹ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実

上記⑴から⑷の行為については、当該行為が行われることが相当の確実さで予測される場合を含みます。

また、⑹の「財産の管理を怠る事実」とは、財務会計上の財産管理を対象としており、「財産」とは、法第237条第1項の規定に基づき、公有財産、物品及び債権並びに基金となります。

住民監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為等があっても、尾道市に損害をもたらさない行為については対象になりません。請求人は、監査対象として指摘した事項により、どのような損害が発生し又は発生しようとしているのか、請求書において示していただく必要があります。

４．請求の期間

「3. 監査請求の対象」に記載した(1)から(4)の行為については、行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求ができなくなります。 ただし、正当な理由があるときは、1年を経過しても請求の対象とすることができます。

また、(5)及び(6)の怠る事実については、原則として請求期間の制限はありません。

５．請求の方法

(1) 文書で請求してください。

(2) 所定の様式（様式第1号）により、請求の要旨を記載してください。

ア 氏名は必ず自署してください。

イ 請求の要旨は、次の点に留意して、簡潔明瞭に書いてください。

(ｱ)誰が（対象となる機関又は職員）

請求の対象は次の機関又は職員による行為等に限られます。

○尾道市長 ○尾道市の委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）若しくは委員 ○職員（職名等を具体的に記入）

(ｲ)いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか。（監査対象事項）

請求の対象となる行為は、「3. 監査請求の対象」に記載された行為に限られます。

また、対象となる財務会計上の行為等を特定することができるように、時期や内容を個別的・具体的に示してください。

(例)令和□年□月□日に、尾道市と△△会社の間で締結された委託契約

(ｳ)その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか。

請求書には、請求の対象とする財務会計上の行為等が、どのような理由で違法又は不当であるかを具体的に示してください。

（例） ○○法第○条の規定に反し、違法である。

(ｴ)尾道市にどのような損害が生じているか。

請求書には、尾道市にどのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを具体的に示してください。

（例）財務会計上の行為である○○により、尾道市に○○という損害が生じている。

(ｵ)どのような措置を請求するのか。

請求は、違法又は不当な財務会計上の行為等に対し、次のような措置を求めることができます。

・財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置（公金支出の差止め等）

・財務会計上の行為を事後的に是正するために必要な措置（契約の解除等）

・財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置（未収金の徴収等）
・財務会計上の行為又は怠る事実によって尾道市の被った損害を補填するために必要な措置（損害賠償の請求等）

６．添付書類

請求書には「事実証明書」を添付してください。事実証明書とは、主張する事実が、客観的・具体的に記載されている文書です。例えば、新聞記事の写しや公文書公開請求によって取得された文書も認められます。（様式は任意）

７．請求の受付

請求書の受付は、監査事務局で行います。請求人が、請求書及び事実証明書を直接持参するか、郵送してください。請求を受け付けたときは、請求書の写し（添付資料を除く）1 部に収受印を押印の上、請求人に交付します。なお、請求書の受付は「住民監査請求の受理」とは異なりますので、ご了承ください。

(1) 持参又は郵送する場合の住所は次のとおりです。
〒722-8501
広島県尾道市久保一丁目15番1号
尾道市監査事務局

(2) 代理人が提出する場合は、委任状（様式第2号）が必要です。

(3) 請求人が複数の場合は、代表者選任届（様式第3号）が必要です。

(4) FAX や電子メールでの提出はできません。

８．請求書の受理及び却下

(1) 請求書受付後に監査委員が要件審査を行い、要件を満たしていると認めたときは請求を「受理」し、監査を実施します。

(2) 請求書の「受理」を決定したときは、その受理年月日は受付年月日に遡り適用します。

(3) 要件審査の結果、請求が所定の要件を満たしていない場合、程度によっては補正を求めることがあります。補正しても所定の要件を満たすことができない場合、又は補正要求に応じない場合等は「却下」となり、内容の審査は行いません。

(4) 「受理」「却下」いずれの場合も、請求人（複数人での請求の場合は代表者）に通知します。

９．請求人へ証拠の提出及び陳述の機会の付与

要件審査の結果、監査を実施することとした場合、法第242条第7項の規定に基づき、請求人は新たな証拠の提出及び陳述を行うことができます。なお、監査委員が必要と認めたときは、陳述の徴取に関係する執行機関又は職員等を立ち会わせることができます。

(1) 新たな証拠の提出は、持参又は郵送により、原則として請求人の陳述の日（陳述が行われない場合は、監査委員が指定する日）までに行うものとします。

(2) 陳述は、請求の要旨を補足することを目的とし、その範囲内で行うものであり、新たな請求はできません。

(3) 陳述の日時・場所は監査委員が指定し、概ね30分以内とします。
(4) 陳述は非公開としており、写真撮影、ビデオ撮影等はできません。
(5) 出席者(陳述人)は5人以内とします。
※ 請求人への陳述等の意向確認は、請求書の受付時、陳述等に関する意向確認書(様式第4号)により行います。ただし、請求の内容が所定の要件を満たしていない場合等は監査を実施しないため、陳述等の機会は付与されません。

10. 関係職員等の陳述

監査委員は、監査において必要があると認めるときは、市長その他の執行機関又は職員(以下「関係職員等」という。)に出席を求め、その陳述を聴取します。なお、監査委員が必要と認めたときは、帳簿、書類その他の記録の提出を求めることができるほか、請求人を立ち会わせることができます。

11. 監査結果の通知及び公表

法第242条第6項の規定に基づき、請求人には請求があった日から60日以内に監査結果を通知します。

(1) 請求に理由があると認められるとき

監査委員は、関係職員等に対して、期間を示して必要な措置を講ずるよう勧告するとともに、当該勧告の内容を議会及び請求人に通知し、かつ、これを公表します。

(2) 請求に理由がないと認められたとき

理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、議会及び関係職員等に通知します。

(3) 公表については、尾道市公告式条例の例によるものとし、併せてホームページへの掲載により行うものとします。

12. 措置結果の通知及び公表

法第242条第9項の規定に基づき、監査委員は、措置の勧告を受けた関係職員等から措置の通知があったときは、請求人に措置の内容を通知するとともに、これを公表します。

13. 請求の取り下げ

請求人は、監査委員の監査終了前であれば、請求の全部又は一部を取り下げることができます。

その場合、尾道市職員措置請求取下書(様式第5号)を提出する必要があります。

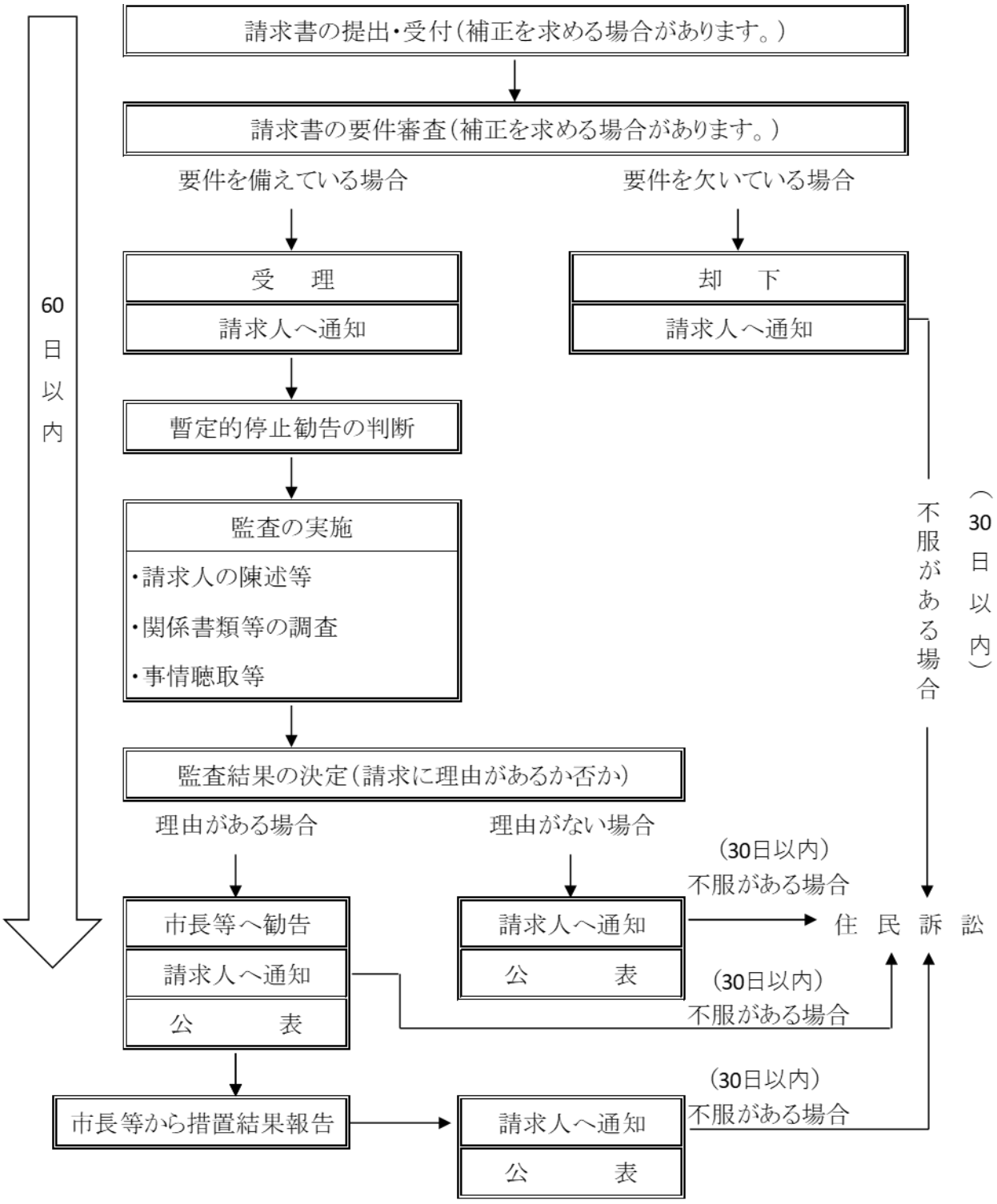
14. 監査結果に対する不服がある場合

法第242条の2第1項及び第2項の規定により、請求人は次の場合に、所定の期間内に住民訴訟を提起することができます。また、監査の結果を不服として、監査委員に対し行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできません。

【住民訴訟を提起できる期間】

監査結果に不服がある場合 （監査を実施せず却下された場合を含む）	監査結果の通知があった日から30日以内
監査委員の勧告を受けた執行機関等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
請求の日から60日以内に監査結果の通知がない場合	請求の日から60日を経過した日から30日以内
監査委員の勧告を受けた執行機関等が必要な措置を講じない場合	勧告に示された期間を経過した日から30日以内

住民監査請求処理手続きの流れ



＊請求書の要件に不備がある場合は、期間を定めて補正を求める場合があります。
＊監査委員の監査及び勧告は、請求があった日から 60 日以内に行います。

住民監査請求関係様式

様式第1号

尾道市職員措置請求書

尾道市長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1　請求の要旨

2　請求者　（請求者が複数のときは、連記）
住 所
氏 名（自署）

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年　　月　　日

尾道市監査委員あて

（注1）「1　請求の要旨」には、次のことについて記載してください。
(1) だれが（対象となる機関又は職員）
(2) いつ、どのような財務会計上の行為を行っているのか
（その行為が1年以上前である場合は、請求に正当な理由の記載が必要）
(3) その行為は、どのような理由で、違法又は不当であるか
(4) その行為により、どのような損害が尾道市に生じているか
(5) どのような措置を請求するのか

（注2）請求書には、事実証明書（監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実に該当する具体的事実が存することを証する書面）を添付してください。

（注3）請求書は、直接持参するか、郵送してください。

（注4）請求人が複数のときは、連記してください。また、代表者選任届（様式第3号）が必要です。

（注5）法人が請求する場合は、住所欄に法人の主たる事務所又は本店の所在地を、氏名欄に法人名及び代表者の職・氏名（自署）を記載してください。

（注6）代理人が請求書を持参・提出される場合は、委任状（様式第2号）を添付してください。

様式第2号

委　任　状

年　月　日付けで行った地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、次の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

1　代理人　住 所

氏 名（自署）

2　委任事項

年　月　日

尾道市監査委員あて

委任者（請求人）住 所

氏 名（自署）

（注1）「委任事項」の記載例は次のとおりです。

（1）請求書等の提出を委任する場合

・請求書及び添付書類の提出に関する一切の件

（2）関係人についての調査や書類等の提出を委任する場合

・関係人についての調査や書類等の提出に関する一切の件

（注2）「一切の」が入っている場合は、補正・修正・変更等に関する行為又はそのための連絡に関する全ての権限を委任することになります。

様式第3号

代表者選任届

代表者 住 所

氏 名(自署)

連絡先

上記の者を代表者として選任しましたので、　　年　　月　　日付けで行った尾道市職員措置請求に係る通知等は、上記代表者へ連絡してください。

請求人

氏 名(自署)	住　所

年　　月　　日

尾道市監査委員あて

様式第4号

陳述等に関する意向確認書

この書類は、あなたが行った地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、法定の要件を満たしていると認められた場合に行われる同条第7項の規定による証拠の提出及び陳述に関する意向を確認するものです。

なお、法定の要件を満たしていない場合には、証拠の提出及び陳述の機会は付与されませんので、ご承知おきください。

証拠の提出及び陳述について

(1)から(3)までの項目について、どちらかに☑を付してください。

(1) 証拠の提出

☐ 証拠の提出をする。　　☐ 証拠の提出をしない。

(2) 陳述

☐ 陳述を行う。　　☐ 陳述を行わない。

(3) 陳述書の提出

☐ 陳述書を提出する。　　☐ 陳述書を提出しない。

年　月　日付けで行った住民監査請求に係る請求人としての意向は、以上のとおりです。

年　月　日

尾道市監査委員あて

請求人(代表者)(住所)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(氏名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(注)共同請求の場合は、代表者が署名してください。

様式第5号

尾道市職員措置請求取下書

年　月　日付けで行った地方自治法第242条第1項の規定による住民監査請求について、次のとおり取り下げます。

□ 請求の全部を取り下げます。

□ 請求の一部を下記のとおり取り下げます。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

年　月　日

尾道市監査委員あて

請求人（代表者）住 所

氏 名（自署）

（注）

・該当する□に「レ」を記載してください。

・一部を取り下げる場合は、その内容を具体的に記載してください。

・共同請求の場合は、請求人の一覧を添付してください。

地方自治法

（住民監査請求）

第242条　普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

2　前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

3　第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。

4　第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合においては、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人（以下本条において「請求人」という。）に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

5　第1項の規定による請求があつた場合においては、監査委員は、監査を行い、請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

6　前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内にこれを行なわなければならない。

7　監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。

8　監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち会わせることができる。

9　第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監

査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

(住民訴訟)

第242条の2　普通地方公共団体の住民は、前条第1項の規定による請求をした場合において、同条第5項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第9項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第5項の規定による監査若しくは勧告を同条第6項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第9項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第1項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすることができる。

(1)　当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求

(2)　行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求

(3)　当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求

(4)　当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第243条の2の9第3項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求

2　前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に提起しなければならない。

(1)　監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合　当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があつた日から30日以内

(2)　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合　当該措置に係る監査委員の通知があつた日から30日以内

(3)　監査委員が請求をした日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合　当該60日を経過した日から30日以内

(4)　監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合　当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

3　前項の期間は、不変期間とする。

4　第1項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。

5　第1項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

6　第1項第1号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。

7　第1項第4号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。

8　前項の訴訟告知があつたときは、第1項第4号の規定による訴訟が終了した日から6月を経過

するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時効は、完成しない。
9　民法第153条第2項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
10　第1項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律第91号)に規定する仮処分をすることができない。
11　第2項から前項までに定めるもののほか、第1項の規定による訴訟については、行政事件訴訟法第43条の規定の適用があるものとする。
12　第1項の規定による訴訟を提起した者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

地方自治法施行令

(住民による監査請求)
第172条　地方自治法第242条第1項の規定による必要な措置の請求は、その要旨を記載した文書をもつてこれをしなければならない。
2　前項の規定による請求書は、総務省令で定める様式によりこれを調製しなければならない。

地方自治法施行規則

第13条　地方自治法施行令第172条第1項の規定による必要な措置請求書は、別記様式のとおりとする。

都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書様式(第13条関係)
都(何道府県)〔何郡(市)町(村)〕職員措置請求書
都(何道府県)知事(何委員会若しくは委員又は職員)〔何郡(市)町(村)長(何委員会若しくは委員又は職員)に関する措置請求の要旨〕
1　請求の要旨・・・